

専攻科保護者の皆様へ

沖縄県立沖縄水産高等学校長
(公印省略)

令和6年4月～6月までの専攻科修学支援金(授業料支援)の申請手続きについて

専攻科修学支援金制度は、一定所得基準未満の世帯に対し、授業料の半額または全額を支援する制度です。

支援を受けるには、必ず申請を行う必要がありますので、下記のとおり書類を提出してください。なお、専攻科修学支援金は、学校設置者が生徒本人に代わって受け取り、授業料と相殺されるため、生徒や保護者が直接受け取るものではありません。

記


1 提出書類

(1) 通常申請を行う場合

- ① 確認書
- ② 沖縄県立高等学校専攻科修学支援金受給資格認定申請書(様式1)
- ③ 個人番号カード(写)等貼付台紙(別紙1-4)
または保護者等の令和5年度課税証明書等(市町村民税の課税標準額及び市町村民税の調整控除額の確認できるもの。ただし課税標準額×6%の合計額が100円未満の場合は、調整控除額の記載はなくても可)
※令和5年1月1日時点で生活保護を受けている場合は、生活保護受給証明書でも可。
※個人番号を提出頂いた場合は、以降の継続審査時の税照会を個人番号にて行いますので次回以降の申請が不要になります。
- ④ (個人番号を郵送する場合)身分証明書貼付台紙(別紙2)
- ⑤ (個人番号を代理人が提出する場合)委任状(別紙5-4)
※生徒や配偶者へ委任する場合も委任状が必要になります。

(2) 家計急変申請を行う場合

- ① 確認書
- ② 沖縄県立高等学校専攻科修学支援金受給資格認定申請書(様式1)
- ③ 個人番号カード(写)等貼付台紙(別紙1-4)
または保護者等の令和4年度所得課税証明書等(全項目が記載されているもの)
- ④ 個人番号を郵送する場合)身分証明書貼付台紙(別紙2)
- ⑤ (個人番号を代理人が提出する場合)委任状(別紙5-4)
※生徒や配偶者へ委任する場合も委任状が必要になります。
- ⑥ 申請日前3ヶ月分の収入が分かる書類
※家計急変の発生後、3ヶ月を経過していない場合は、その他書類を先に提出し、⑥は後日提出してください。
- ⑦ 家計急変の内容を証明する書類等
※家計急変の内容によって提出書類が異なります。そのため、提出に当たっては別紙「専攻科就学支援金(授業料支援)ご案内裏面」をご確認の上、学校までお問合せください。



裏面にも続きます

2 提出期限 令和6年5月22日(水)

3 提出先 沖縄水産高校事務室

※個人情報保護のため、封筒に封をして親展で提出してください。

4 留意事項

下記の場合は、授業料を納めていただくことになります。

(1) 正当な理由がなく提出期限までに書類の提出が無い

(2) 保護者等の「令和5年度市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額」の合計が100円以上である

※100円以上51,300円未満である場合は授業料の半額(4,950円)が支援され、残りの半額(4,950円)は納めていただくことになります。

<問い合わせ先> 沖縄水産高校事務室 担当者 金城(就学支援金担当) TEL:098-994-3483

専攻科修学支援金（授業料支援）のご案内

一定所得基準未満の世帯に対して、授業料の**全額**または**半額**を支援します。
支援を受けるためには申請が必要です。

※学校が本人に代わって専攻科修学支援金を受け取り授業料に充てるため、生徒本人が直接受け取ることはありません。

対象者

沖縄水産高等学校専攻科に在学する、日本国内に住所を有する方が対象です。

ただし、次のいずれかに該当する方は対象となりません。

- ①所得による制限を超過している。
- ②所得確認の対象者の全員または一部が住民税の賦課期日（1月1日）に日本国内に在住しておらず、課税状況の確認ができない場合。
- ③過去に高等学校等専攻科を修了している。
- ④高等学校等専攻科に在学した期間が通算して24月を超えている。

所得基準

算定基準額 = 課税標準額 × 6% - 調整控除の額

※所得確認対象者が2人いる場合は、各々の算定基準について100円未満端数切り捨てで計算した後、合算した金額

※生徒本人が早生まれであり、特定扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも1年遅くなる場合は、課税標準額から12万円を減じることとする。（令和6年4月～令和6年6月分の判定においては、平成16年1月2日～4月1日生まれが該当）

通常申請	区分1 (全額支援)	上記算定基準額が100円未満または市町村民税の所得割が0円であるもの (世帯年収の目安：270万円未満)
	区分2 (半額支援)	上記算定基準額が100円以上51,300円未満であるもの (世帯年収の目安：270～380万円未満)
家計急変申請 (全額又は半額支援)	算定基準が区分1または区分2を超えている世帯のうち、 疾病・負傷や自己の責めに帰すべき理由によらない離職等により区分1又は 区分2相当の収入となった世帯（家計急変世帯）については、審査の上認 定されると全額又は半額支援を受けることができます。 ※詳細は別紙参照	

提出書類

申請を希望する方：別紙に記載されている書類を提出してください。

申請を辞退する方：別紙 確認書 を提出してください。

提出期限

令和6年5月22日（水）

※随時申請することも可能ですが、原則申請した月からの支援となります。

提出先

沖縄水産高等学校 事務室

【お問い合わせ先】

沖縄水産高等学校（098-994-3483）

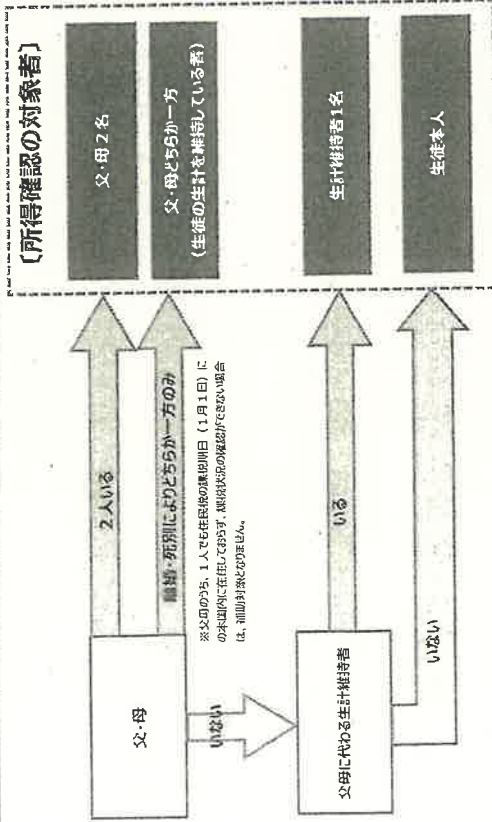
または教育庁教育支援課（098-866-2711）

専攻科支援金（授業料支援）提出書類

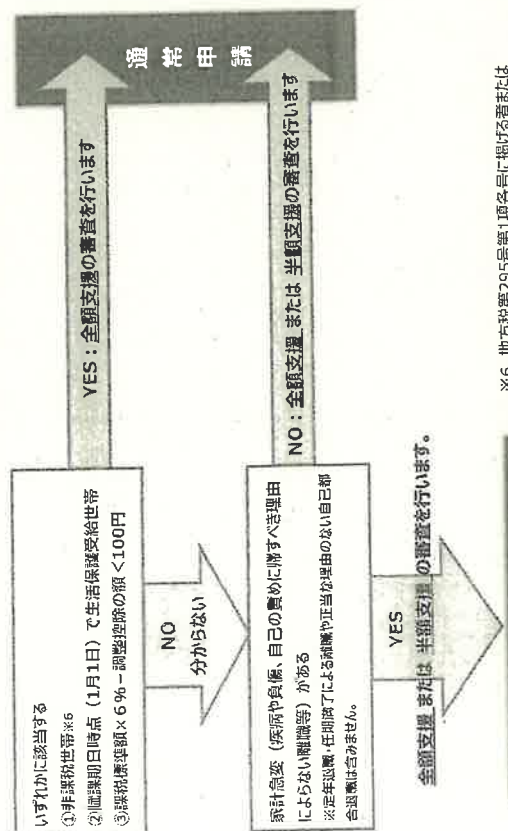
提出書類を確認するためには、

- ① 所得確認対象者は誰なのか（誰の書類が必要なのか）
- ② 2種類の申請（通常区分・家計急変区分）のうち、どちらの区分で提出すればいいのかわかる必要があります。

STEP 1：所得確認対象者を確認します。



STEP 2：通常申請・家計急変申請のどちらに該当するか確認します。



※6 地方税第295号第1項各号に掲げる者または
同法附則第3条の3第4項の規定により同項に規定
する市町村長税の所得割が非課税である場合

STEP 3：添付書類と併せて学校に提出します。

通常申請	家計急変
① 確認書	① 確認書
② 様式1 受給資格認定申請書	② 様式1 受給資格認定申請書
③ 全項目記載の所得・課税証明書 または マイナンバーが分かる書類（別紙1-5 個人番号等（写）等貼付台紙に添付） ※所得・課税証明書を提出する場合は毎年7月に更新手続きが必要です。マイナンバーを提出する場合は手続き不要です。（更新の案内は6月末頃に送付します）	③ 全項目記載の所得・課税証明書 または マイナンバーが分かる書類（別紙1-5 個人番号等（写）等貼付台紙に添付）
④（マイナンバーを郵送する場合）別紙2 身分証明書貼付台紙	④（マイナンバーを郵送する場合）別紙2 身分証明書貼付台紙
⑤（マイナンバーを本人以外の者が提出する場合）別紙5-4 委任状	⑤（マイナンバーを本人以外の者が提出する場合）別紙5-4 委任状
⑥（所得確認対象者が主たる生計維持者である場合のみ）生徒の保険証の写し	⑥（所得確認対象者が主たる生計維持者である場合のみ）生徒の保険証の写し
⑦ 申請月の前3ヶ月分の収入が分かる書類 ※家計急変発生後から3ヶ月を経過していない場合は、その他書類を先に提出し、④は後日提出してください。	⑦ 申請月の前3ヶ月分の収入が分かる書類 ※家計急変発生後から3ヶ月を経過していない場合は、その他書類を先に提出し、④は後日提出してください。
⑧ 家計急変の内容を証明する書類 ※家計急変の内容によって提出する書類が異なりますので、学校までお問い合わせをお願いします。	⑧ 家計急変の内容を証明する書類 ※家計急変の内容によって提出する書類が異なりますので、学校までお問い合わせをお願いします。

やむを得ない理由によって家計が急変した場合の支援があります。 専攻科修学支援金 家計急変支援制度

家計急変支援制度とは？

- 保護者等の負傷・疾病による療養のため勤務できないこと、その他自己の責めに帰ることのできない理由による離職など、従前得ていた収入を得ることができない場合に授業料を支援する制度です。
- 通常の専攻科修学支援金の対象にならない方や、現在支給している方も、以下の支給限度額まで支給されていない方は、要件を満たす場合に家計急変支援の対象として専攻科修学支援金を受けられます。

主な要件

対象となる家計急変事由に該当 + 世帯年収が減少

※家計急変事由や直近の収入状況を証明する書類が必要

※入学前に家計急変事由が発生した場合も、収入が減少した状態が入学时に継続していれば対象となる

※再就職するなど、推計年収が回復すると見込まれる場合は、届け出る必要あり

 要件の詳細は裏面

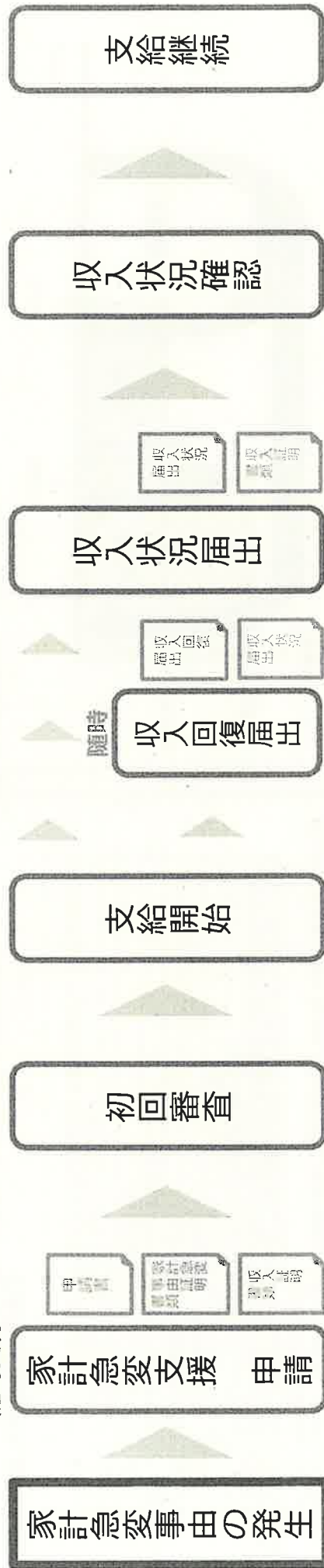
支給限度額

月額：4,950～9,900円

※家計急変後の世帯年収状況に応じて、支援額が異なります

※現在すでに支給限度額（9,900円）を受給している方の場合は、支給額が変更とならないため、申請は不要です

随時受付



倒産により解雇されるなど、家計急変事由に該当することとなった場合、速やかに学校に申請することができます。

○対象となる家計急変事由に該当することを証明する書類
○家計急変事由発生後の収入状況がわかる書類を提出してください。（申請後の提出でも可）

申請月あるいは翌月から支給されます。（学校の代理受領）

再就職するなど推計年収が回復すると見込まれる状況になったら必ず届出をしてください。この場合、家計急変支援は終了します。

収入状況届出とともに、現在の収入状況がわかる書類として直近約6か月分を提出してください。

収入状況が改善している場合は、家計急変支援は終了します（この場合、収入がすぐで回復していた時点でさかのぼって終了）。前年の課税所得によっては、通常の就学支援金が支給される場合もあります。



申請方法の詳細は、学校または都道府県にお問合せください。

対象となる家計急変事由

■ 主な家計急変事由

1. 保護者等が会社員など被雇用者の場合

- ・ 負傷・疾病による療養のために勤務できないうこと（その後90日以上就労困難）
- ・ 自己の責めに帰することのできない理由による離職※

※ 雇用保険受給資格者に記載された以下の離職理由コードの離職理由が対象

（例：会社都合の解雇、正当な理由のある自己都合退職（倒産状態の会社を離職、妊娠出産育児、父母の扶養、親族の高齢看護等による離職））

離職理由コード	離職理由
11 (1A)	療養 (1B)及び被保険者の責めに帰すべき重大な理由による離職に該当するものを除く。
12 (1B)	天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21 (2A)	特定雇止めによる離職（雇用期間3年以上雇止め通知あり）
22 (2B)	特定雇止めによる継続（雇用期間3年以上満等更新明示あり）
23 (2C)	特定理由の契約期間満了による継続（雇用期間3年以上満等更新明示なし）
31 (3A)	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
32 (3B)	事業所移転に伴う正当な理由のある自己都合退職
33 (3C)	正当な理由のある自己都合退職（(3A)、(3B)又は(3D)に該当するものを除く。）
34 (3D)	特定な正当な理由のある自己都合退職（平成29年3月31日までに離職した被保険者期間6月以上12月末までに該当するものに限る。）

2. 保護者等が自営業者などの場合

- ・ 負傷・疾病による療養のための廃業・休業（その後90日以上就労困難）
- ・ 営む事業が債務超過等の状況※となり、その事業を廃止等した場合
※ 破産手続の開始（破産法18、19条）、特別清算開始の申立て（会社法第511条）、再生手続開始の申立て（民事再生法第21条）、更生手続開始の申立て（会社更生法第17条）、金融取引の停止
- ・ 妊娠・出産、育児等により事業を廃止し、その後30日以上の就労が困難な場合
- ・ 保護者等の父母の死亡、疾病・負傷等（90日以上）のため、保護者等の父母を扶養するために事業の廃止を余儀なくされた場合
- ・ 常時保護者等本人の看護を必要とする親族の疾病、負傷等（事業を廃止し、その後看護を必要とする期間が30日以上、または、常時の介護が必要なもの）のために事業の廃止を余儀なくされた場合

■ その他の家計急変事由

- ・ 被災により就労困難等となった場合（当面の間、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減を含む）
- ※ 会社役員、公務員についても家計急変事由に該当する場合がある。

■ 対象とならない場合

- ・ 定年退職、自己の責めに帰する理由による自己都合退職 等
- ※ 詳しくは申請の手引き等を参照。
- ※ 保護者等の死亡や離職は、就学支援金の家計急変事由に該当しないが、保護者等の変更に係る申請・届出をすることで通常の就学支援金の対象となる場合がある。

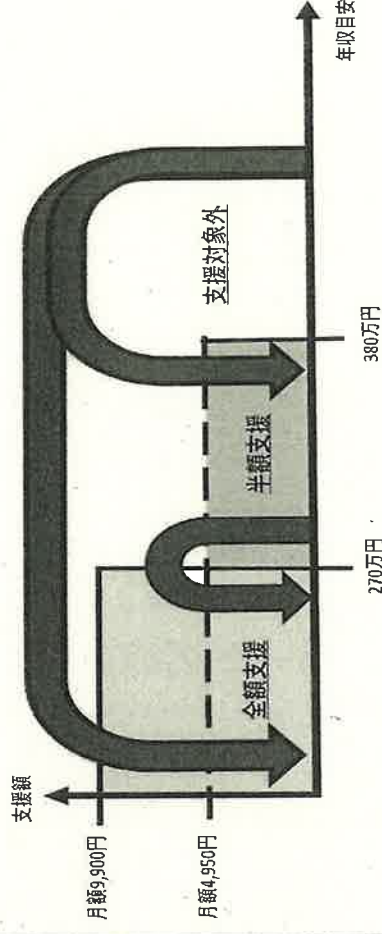
○ 家計急変事由証明書類

家計急変事由を証明する書類（原則、第三者が証明）を申請者が提出する必要がある。
（例：医師による診断書（90日以上就労が困難な旨が記載されているもの）、雇用保険受給資格者証、破産手続開始を証明する書類 等）

対象となる収入要件

■ 算定基準

家計急変事由発生後の減少した収入の状況をもとにした世帯の推計年収が約380万円未満相当になった場合に対象となる ※ 下記計算方法にて判定します



■ 算定方法

家計急変事由発生後の3か月の収入状況から年収を推計し、所定の算定方法を用いて「算定基準額に相当する額」を算出する。

※ 入学前に家計急変事由が生じた場合など、事由が生じてから4か月以上経過している場合は申請月の前3か月の収入状況で算出する。

※ 1月、7月の収入状況確認時は直近の原則6か月の収入状況で算出する。

算定基準額に相当する額 < 100円 であれば授業料の全額支援

100円 ≤ 算定基準額に相当する額 < 51,300円 であれば授業料の半額支援

算定基準額に相当する額 = 市町村民税の課税標準額に相当する額 × 6%
 - 市町村民税の調整控除の額に相当する額

※ 1 政令指定都市の場合、「市町村民税の調整控除の額に相当する額」に3/4を乗じる。

※ 2 算定基準額に相当する額は、百円未満切り捨て。

○ 収入証明書類

・ 課税対象となる所得に係る証明書類（非課税のもの不要）。

（例：給与明細、年金振込通知書、帳簿 等）

・ 離職前の勤務先からの給与、賞与、退職金等が離職後に支給される場合は推計年収には含まない。

※ 課税対象となる事業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、給与所得、雑所得、譲渡所得、一時所得、山林所得を得ている場合に、対応する証明書の提出が必要。

専攻科修学支援金 家計急変区分で認定された皆様へ

今回申請された専攻科修学支援金は、家計急変区分で認定されています。

保護者等が再就職するなど、収入が回復した場合は必ず届出を行う 必要があります。

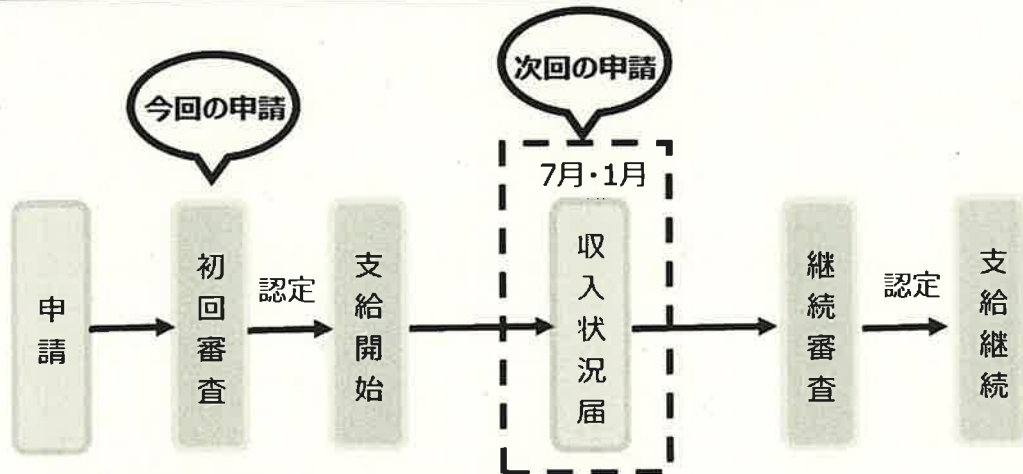
※届出が遅れた場合や収入状況届（継続審査）で年収が回復している状態になっていたことが発覚した場合は、専攻科修学支援金を返還することになります。

また、家計急変区分で認定された場合は、

7月及び1月の年2回の収入状況届（継続審査）を行います。

収入状況届では直近6ヶ月分の収入証明書類を提出する必要があるので、

必要書類は捨てずに保管しておくようにお願いします。



提出期限

6月・12月頃に学校から案内をします。
様式もその際に配布しますので、お待ちください。

提出書類

下記のような書類が必要になります。提出は学校からの案内開始後から受け付けますが、④の書類などは捨てずに保管しておくようにお願いします。

- ①確認書
- ②様式1 受給資格認定申請書
- ③全項目記載の所得・課税証明書 または
マイナンバーが分かる書類（別紙1-5 個人番号等(写)等貼付台紙に添付）
- ④（マイナンバーを郵送する場合）別紙2 身分証明書貼付台紙
- ⑤（マイナンバーを本人以外の者が提出する場合）別紙5-4 委任状
- ⑥（所得確認対象者が主たる生計維持者である場合のみ）生徒の保険証の写し
- ⑦申請月の前6ヶ月分の収入が分かる書類

【お問い合わせ先】 沖縄水産高等学校（098-994-3483）
または教育庁教育支援課（098-866-2711）